



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名：日本製箔株式会社
(コード：5739 東証第 2 部)
代表者名：代表取締役社長 野口泰秀
問合せ先：取締役管理部長 中村幸一
(T E L：03-5212-1751)

古河スカイ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、古河スカイ株式会社（以下「買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明に係る決議は、本公開買付けが成立した場合には、買付者が当社を完全子会社化する予定であること及びその後、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としています。

記

1. 買付者の概要

| | |
|---------------|--|
| (1) 商 号 | 古河スカイ株式会社 |
| (2) 事 業 内 容 | アルミニウムおよびアルミニウム合金の製造、加工、販売 |
| (3) 設 立 年 月 日 | 昭和 39 年 12 月 10 日 |
| (4) 本 店 所 在 地 | 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 吉原 正照 |
| (6) 資 本 金 | 16,528 百万円 |
| (7) 大株主及び持株比率 | (平成 20 年 9 月 30 日現在) 古河電気工業株式会社 53.00% 新日本製鐵株式会社 8.23% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4 G) 2.71% 資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口) 2.59% |

| | | |
|----------------|---------------------------|--|
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2.48% |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1.50% |
| | 日興シティ信託銀行株式会社（投信口） | 1.33% |
| | 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 1.28% |
| | 古河スカイ従業員持株会 | 1.06% |
| | 丸紅株式会社 | 1.00% |
| | 三井物産株式会社 | 1.00% |
| (8) 買付者と当社の関係等 | 資本関係 | 買付者は、平成21年5月19日現在、当社の発行済株式総数の40.87%を保有しております。 |
| | 人的関係 | 買付者は、当社に対して、取締役1名、監査役2名を派遣しております。 |
| | 取引関係 | 買付者は当社より当社製品を購入しております。また、当社は買付者より原材料を購入しております。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 買付者は当社を連結対象子会社としております。 |

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、買付者の本公開買付けについて、平成21年5月19日開催の取締役会において、慎重に協議・検討した結果、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。

当社は、昨年、平成22年度までの3ヵ年に向けて「NN（ニューニッパク）10」と名づけた3ヵ年計画を策定しております。「さらに変化を！」をスローガンにして、新製品・新商品の開発、戦略的設備投資、得意分野を強化し、安定した利益を確保できる強固な経営基盤の確立を目指してきております。

具体的には、要素技術の確立と優位製品ならびに付加価値製品の開発を行い、販売に寄与できる開発体制を築くことを目指し、当社ならびに買付者を含む関係グループの要素技術を融合して、時代要請に対応した新材料（IT関連など電子部品、小型化、環境・省資源などの新製品）の開発に重点を置くことで、得意分野の強化や新製品拡大方策をとる一方で、不採算品のカットや更なるコストダウン等を推進してまいりました。

買付者は、現在、「あらゆる環境変化に対応した強い事業体質の実現」に基づく「伸びる市場・当社優位製品群での事業伸長」を成長戦略として掲げ、グローバル化も合わせた事業改革、事業創出に取り組んでおります。その一環で伸びる製品群への集中的な投資を図るとともに、成熟市場につきましては、効率的な製造・販売体制の見直しなど更なる経営耐力の向上を目指した戦略を強化することにより、買付者グループ全体での継続的な成長を推進しております。

しかし、当社の事業は、これまで需要の大きな部分を占めてきた食品包装用材分野は成熟商品となり、かつ、少子化の影響等で伸びは微減となっております。また、日用品分野は、生活様式の変化による需要減に加えて、安価な海外品の国内市場への流入により採算が悪化する状況となっております。

一方、コンデンサー用箔やリチウムイオン電池用箔、携帯電話等のプリント基板用箔などの電気・電子関連分野の需要は、足元は世界同時不況の影響で数量が激減していますが、将来は自動車用需要も期待できる成長分野であり、その需要に応える体制整備には、技術対応、研究開発への資源投入等、経営資源の更なる投入が必要となっております。

当社は医薬品用包装材などの高度な加工箔事業、上述した電気・電子分野のアルミ箔や圧延銅箔事業をコア成長商品事業と位置付けし事業活動を展開しております。しかし、いずれの市場も将来はグローバルな競争が激化することは必至であります。この状況に対処する為には、買付者が営むアルミニウム圧延工程から一貫した総合的な技術開発力と顧客対応力の強化、そして他社に負けない継続的なコストダウンは不可欠であります。当社が現在の経営環境下で単独で競争力ある体制を確立するには多くの課題が積みあがってきているのが実態であります。

この厳しい環境下で当該事業を拡大し目標である高収益体質を達成するには、今迄より一歩踏み込んだ買付者との人材の相互交流や機動的な資金投入が実施できる体制構築が必要であります。具体的には研究開発・製造部門を中心とした経営全般に亘り買付者との連携をより強固にすることによりスピーディーで統一感ある経営判断の実現を目指すことが必要であります。

以上のような状況を総合的に勘案し、当社は買付者との間で昨年 10 月より協議を重ねてまいりました結果、買付者の完全子会社となることで、買付者と一体となって効率的かつ機動的なグループ経営を推進することが当社及び買付者のステークホルダーの利益にかなうものとの結論に至りました。

当社は本公開買付けによって、買付者の経営資源を効率的に活用する事により体質強化が可能となり、その結果として将来拡大が期待される市場への対応をより強固なものとし、当社の利益拡大と買付者グループの価値向上に寄与できるものと確信しております。

【上場廃止となる見込み及びその事由】

買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株式数に上限及び下限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付け及びその後の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により買付者の完全子会社となることが予定されておりますので、上場廃止基準に従い所定の手続を経て、上場廃止となる見込みです。

なお、上場廃止となった場合は、当社株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

【買付者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程】

買付者は、当社と買付者が、今後アルミ関連事業においてより一層緊密に連携することによって、事業上の相乗効果を追求していくためには、かかる緊密な連携を容易に実行可能な最適な資本関係を形成することが望ましいと判断し、本公開買付けを含めた本完全子会社化手続を実施いたします。

買付者による当社の完全子会社化が実現すれば、両社は、統一された経営基盤の下で、より一層緊密な連携をとることが可能となるため、買付者グループ内における両社の相乗効果をさらに高いレベルで追求することができるようになるとともに、当社の経営のスピードと効率性を向上させていくことが可能になると考えております。

【上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況】

買付者グループ全体の相乗効果の追求、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から本完全子会社化手続を実施するものであり、本完全子会社化手続は、当社の上場廃止を直接の目的とするものではありません。買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、下記「いわゆる二段階買取に関する事項」の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を当社株主（買付者を除きます。）に提供しつつ、当社を完全子会社化することを企図しております。

【買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項】

該当なし

【公正性を担保するための措置】

当社取締役会は、当社及び買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである公認会計士蕪澤事務所（所長 蕪澤政男氏、以下「蕪澤事務所」といいます。）を指名し、当社の株式価値の算定を依頼しました。また、独立したリーガル・アドバイザーの立場として、当社の顧問弁護士である弘中総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性および株式市場に対する公正性を担保するために必要な本公開買付けに関する情報管理の重要性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

当社は、蕪澤事務所より株価算定報告書を取得し（なお、当社は、蕪澤事務所からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）、買付者との間で協議を行い、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社株主各位に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、下記の通り審議及び決議に参加しなかった取締役 1 名を除く全 3 名の取締役会の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

さらに、買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を 39 営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社株式について他の買付者による買付等の機会を確保することによっても、本公開買付けの公正性を担保しております。

【利益相反を回避するための措置】

当社と買付者の利益相反を回避するため、当社は、上記の通り、買付者とは別に、当社及び買付者とは独立した第三者算定機関から当社の株式価値に関する意見を取得し、これを参考に、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、当社の取締役会は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、買付者の代表取締役副社長を兼任している社外取締役の岩淵勲氏は、本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役会の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

買付者の監査役、従業員をそれぞれ兼任しており、買付者において本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、当社の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった当社の社外監査役佐藤修氏、新堀勝康氏を除いた監査役は、上記取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から社外取締役の岩淵勲氏、社外監査役佐藤修氏および新堀勝康氏は当社の立場において買付者との協議又は交渉に参加していません。

【株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠】

買付価格は、以下に記載の算定結果であり、妥当と判断しました。

【算定の基礎および経緯】

本公開買付けにおける買付価格 150 円は、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成 21 年 5 月 18 日の終値である 101 円に対して 48.51%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 21 年 4 月 20 日から平成 21 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値 100 円（小数点以下四捨五入）に対して 50.00%、過去 3 ヶ月間（平成 21 年 2 月 19 日から平成 21 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値 95 円

(小数点以下四捨五入) に対して 57.89% (小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間 (平成 20 年 11 月 19 日から平成 21 年 5 月 18 日まで) の終値の単純平均値 101 円 (小数点以下四捨五入) に対して 48.51% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである蕪澤事務所に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。蕪澤事務所は、当社が東京証券取引所市場第二部に上場している会社であるため、現在及び将来の期待値まで加味されている市場価値法を中心にしましたが、世界的な不景気のなかで市場株価に大幅な変動が生じており、今後の経済情勢が不透明であることから、現時点の客観的な評価方法である純資産額法と将来計画に基づいたディスカウント・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF法」といいます。) を採用しました。なお、当社の同業他社は上場していないため、類似会社比準法を採用しませんでした。

蕪澤事務所は、市場価値法、純資産額法及びDCF法の各評価方法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は蕪澤事務所から平成 21 年 5 月 14 日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。

当社は算定結果を参考に慎重に協議を重ねた結果、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨、決議いたしました。

なお、上記各評価方法において算定された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場価値法 93 円から 134 円

純資産額法 166 円から 171 円

DCF法 170 円から 235 円

算定株価 131 円から 168 円

(各評価方法のウェイトは、市場価値法 50%、純資産額法 25%、DCF法 25%)

[算定機関との関係]

算定機関は関連当事者に該当しません。

【いわゆる二段階買収に関する事項】

買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付者は、上記の通り当社を買付者の完全子会社とする方針であり、本完全子会社化手続により当社を完全子会社化することを予定しております。本公開買付けにより、当社の自己株式を除く、当社の発行する全ての普通株式を取得できなかった場合には、本公開買付け完了後に、本完全子会社化手続として、買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。) を付す旨の定款変更をすること、③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会 (以下「本種類株主総会」といいます。) の決議が必要となります。そのため、買付者は、当社に対し、⑤本臨時株主総会と同日に上記②を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記④および⑤の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会に関する当社における基準日設定公告等への協力を当社に要請する予定です。

本公開買付けが完了し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、買付者は本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当該株式と別の種類の当社株式が交付されること

になります。当社の株主に対価として交付されるべき別の種類の当社株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、当社の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される当社株式の数は本書提出日現在未定ですが、買付者が当社の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、買付者は、当社に、本公開買付けに応募されなかった買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、当社の株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位において自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の買付者による当社株式の所有割合及び買付者以外の当社株主の当社株式の所有状況等によっては、買付者は、当社に対し、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別の種類の当社株式を交付するという上記方法に代えて、当社と協議の上、最終的に金銭若しくは株式を交付する方法等により当社を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する対価についても、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準にして算定する予定です。以上の場合における具体的な手續については、買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本公開買付け、本完全子会社化手續又は本完全子会社化手續に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

【今後の見通し】

当社は平成21年6月18日に第117回定時株主総会を開催する予定ですが、本定時株主総会及び上記（いわゆる二段階買収に関する事項）に記載しています本臨時株主総会において、役員の変動は予定していません。完全子会社化の目的達成のため、当社は今後の事業運営を実施します。

3. 買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項なし。
4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項なし。
5. 買付者に対する質問
該当事項なし。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項なし。

7. 本公開買付けの概要
買付者が本日公表した別紙「連結子会社である日本製箔株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 古河スカイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉原 正照
(コード番号：5741 東証一部)
問合せ先：広報・IR室長 上田 滋
(TEL： 03-5295-3800)

連結子会社である日本製箔株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

古河スカイ株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり連結子会社である日本製箔株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 9,809,200 株（平成 21 年 2 月 13 日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）40.87%（小数点以下第三位を四捨五入しております。))を所有し、対象者を連結子会社としております。今般、対象者を完全子会社とするを目的として、対象者の発行済株式の全て（当社が既に所有している対象者の株式及び対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。

本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場価格を上回る価格にてその所有する株式を売却する機会を提供するものです。

なお、対象者取締役会は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、平成 15 年 10 月の古河電気工業株式会社の軽金属事業部門（大正 10 年ジュラルミンの研究試作開始が事業起源）とスカイアルミニウム株式会社（昭和 39 年設立）の統合により、アルミニウム板・押出・鋳物・鍛造材料を手掛ける国内最大のアルミニウム圧延メーカーとして発足、缶材・箔材・自動車用材料・印刷版用材料・航空／輸送用材料・産業用材料など幅広い分野でアルミニウム圧延製品の供給を行っております。

対象者は、昭和 8 年に福田重錫アルミ箔製造株式会社、東洋錫紙株式会社、天野製箔株式会社が合併し錫箔圧延を手掛ける日本錫紙株式会社として設立され、昭和 12 年にアルミニウム箔の製造開始とともに日本製箔株式会社と社名を変更し今日に至っております。

古河電気工業株式会社がアルミニウム箔用材料の供給先の会社の一社であった対象者に昭和 32 年に資本参加を行い、その後株式の買い増しを行い、当社発足時に当社が承継した結果、現在、対象者は、当社グループの一員としてアルミニウム箔及び特殊箔を手がける会社となっております。

当社は、現在、「あらゆる環境変化に対応した強い事業体質の実現」に基づく「伸びる市場・当社優位製品群での事業伸長」を成長戦略として掲げ、グローバル化も合わせた事業改革、事業創出に取り組んで

おります。その一環で伸びる製品群への集中的な投資を図るとともに、成熟市場につきましては、効率的な製造・販売体制の見直しなど更なる経営耐力の向上を目指した戦略を強化することにより、当社グループ全体での継続的な成長を推進しております。

対象者が製造・販売を行っておりますアルミニウム箔につきましては、これまでその需要の大部分を占めてまいりました食料品用包装材分野は成熟商品となり、かつ、少子化の影響等で伸びは微減となっております。また、日用品等分野は生活様式の変化による需要減に加えて安価な中国材の国内流入により、総じて採算が悪化する状況にありました。コンデンサ用箔やリチウムイオン電池用電極、携帯電話用プリント基板などの電気・電子分野につきましては、将来に向けた需要拡大が期待されてはおりますが、昨年の金融危機に端を発した世界的な景気悪化の影響を最も受けたマーケット分野の一つであり、足元で受注数量が大きく減少し、短期的には回復が難しい状況にあります。また、電気自動車向け電池の電極端子などの自動車用途も、将来大きな拡大が期待できる市場であります。未だ開発段階であり、足元の利益へはまだ貢献しておりません。

また、電子・自動車分野におきましては、技術革新も早く、かつ顧客要求の高度化もあり、今後は、素材である箔地製造も含む総合的な技術対応や、研究部門へのより多くの資源投入が不可欠なるものと考えられ、当該事業領域には当社が営むアルミニウム圧延工程からの一貫した対応が必要となっております。以上、対象者が安定的かつ競争力ある経営を続けるには、多くの課題が積みあがってきている状況で、対象者単独での利益拡大を図るには厳しい状況が想定されるところであります。

当社は、箔事業につきましては、特に医薬用包装などの高度な加工、コンデンサ、リチウム電池、ICチップ用途等の電気・電子、自動車用電池といった産業用向けアルミニウム箔や特殊箔につきましては、今後拡大が期待できるコア事業分野と捉えております。しかしながら、いずれの市場も将来的には国内のみならずグローバルな規模で競争が厳しくなるものと考えられることから、この状況に対処するために、総合的な技術開発力及び顧客対応力の拡充並びにコストダウンの継続は不可欠であり、これらを実現し、追求し得る対象者との関係構築を目指すには、対象者との資本関係の更なる緊密化を図ることが必要であります。

具体的には、上述の環境下でも当該コア事業を健全に拡大し、高収益体質を取り戻すには、更なる経営の効率化を対象者単独で図るのではなく、一歩進んで、人材の相互交流の促進や設備投資案件への機動的な資金投入、研究開発をはじめ経営全般に亘って当社との連携をより強固にすることでその実現を図り、そのためのスピーディーで統一感ある経営判断と、これに基づくサービスの提供が行える体制を構築することが重要であると考えており、そのために、対象者との資本関係及び協業関係を強化することが、当社グループの事業発展に資するものと考えております。

以上のような状況を総合的に勘案し、当社は、昨年10月より対象者との間で協議を重ねてまいりました結果、対象者と一体となって効率的かつ機動的なグループ経営を推進することが、対象者及び当社のステークホルダーの利益にかなうものと考え、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付け及びその後の一連の手續（以下「本完全子会社化手續」といいます。）を実施することいたしました。

本完全子会社化手續によって、対象者は、親会社の経営資源を最大限活用することが可能となり、その結果として、当社グループは、将来拡大が期待される市場への対応力向上を図ることが可能となり、当社と対象者の収益基盤強化と当社グループの価値向上に寄与できるようになるものと考えております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されております。

しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者が本完全子会社化手續により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、上場廃止基準に従い所定の手續を経て、上場廃止となる見込み

です。

なお、上場廃止となった場合は、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

(4) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

当社は、当社と対象者が、今後アルミ関連事業においてより一層緊密に連携することによって、事業上の相乗効果を追求していくためには、かかる緊密な連携を容易に実行可能な最適な資本関係を形成することが望ましいと判断し、本公開買付けを含めた本完全子会社化手続を実施いたします。

当社による対象者の完全子会社化が実現すれば、両社は、統一された経営基盤の下で、より一層緊密な連携をとることが可能となるため、当社グループ内における両社の相乗効果をさらに高いレベルで追求することができるようになるとともに、対象者の経営のスピードと効率性を向上させていくことが可能になると考えております。

上記の通り、当社は、当社グループ全体の相乗効果の追求、機動的なグループ内再編の実行、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から本完全子会社化手続を実施するものであり、本完全子会社化手続は、対象者の上場廃止を直接の目的とするものではありません。当社は、対象者の株主の利益を保護するべく、下記「(5)いわゆる二段階買収に関する事項」の方法により、上場廃止となる対象者株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を対象者株主（当社を除きます。）に提供しつつ、対象者を完全子会社化することを企図しております。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、上記の通り、本公開買付けを実施いたします。当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けにより、対象者の自己株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け完了後に、以下の方法により当社を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を所有するための手続を実施することを企図しております。

具体的には、本完全子会社化手続として、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること、及び④上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、⑤本臨時株主総会と同日に上記②を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記④及び⑤の手続の実施の詳細・時期は現時点では未定です。当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する予定です。

本公開買付けが完了し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却

の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者の株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株式の所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、当社は、対象者に対し、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、最終的に金銭若しくは株式を交付する方法等により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する対価についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準にして算定する予定です。以上の場合における具体的な手續については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本完全子会社化手續又は本完全子会社化手續に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております（なお、当社は、野村証券からは妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。また、長谷川俊明法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてまいりました。当社は、かかる野村証券による株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者に対して行った法務、財務及び税務等に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を150円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格150円は、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成21年5月18日の終値である101円に対して48.51%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年4月20日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値100円（小数点以下四捨五入）に対して50.00%、過去3ヶ月間（平成21年2月19日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値95円（小数点以下四捨五入）に対して57.89%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成20年11月19日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値101円（小数点以下四捨五入）に対して48.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

さらに、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を39

営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者株式について他の買付者による買付等の機会を確保することによっても、本公開買付けの公正性を担保しております。

一方、対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである公認会計士蕪澤事務所（所長 蕪澤政男氏、以下「蕪澤事務所」といいます。）を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。また、対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、対象者の顧問弁護士である弘中総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性及び株式市場に対する公正性を担保するために必要な本公開買付けに関する情報管理の重要性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

対象者は、蕪澤事務所より株価算定報告書を取得し（なお、対象者は、蕪澤事務所からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）、当社との間で協議を行い、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、下記「(7) 利益相反を回避するための措置」記載の通り審議及び決議に参加しなかった取締役 1 名を除く全 3 名の取締役会の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

(7) 利益相反を回避するための措置

当社と対象者の利益相反を回避するため、対象者は、上記の通り、当社とは別に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、これを参考に、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、対象者の取締役会は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社の代表取締役副社長を兼任している社外取締役の岩淵勲氏は、本公開買付けに関与する立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役会の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

当社の監査役、従業員をそれぞれ兼任しており、当社において本公開買付けに関与する立場にあることを理由に、対象者の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった対象者の社外監査役佐藤修氏、新堀勝康氏を除いた監査役は、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から社外取締役の岩淵勲氏、社外監査役佐藤修氏及び新堀勝康氏は対象者の立場において当社との協議又は交渉に参加しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | |
|---------|-------------------|
| ① 商号 | 日本製箔株式会社 |
| ② 事業内容 | アルミ箔事業 特殊箔事業 |
| ③ 設立年月日 | 昭和 8 年 11 月 17 日 |
| ④ 本店所在地 | 東京都千代田区五番町 6 番地 2 |

| | | |
|---------------|--|--|
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 野口 泰秀 | |
| ⑥ 資本金 | 金 1,924 百万円 (平成 20 年 12 月 31 日現在) | |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | (平成 20 年 9 月 30 日現在) | |
| | 古河スカイ株式会社 | 40.87% |
| | 福田金属箔粉工業株式会社 | 5.82% |
| | 株式会社みずほ銀行 | 4.58% |
| | ニッパク共栄会 | 4.25% |
| | 日本軽金属株式会社 | 4.09% |
| | 朝日生命保険相互会社 | 2.08% |
| | 丸正株式会社 | 1.06% |
| | 東京海上日動火災保険株式会社 | 0.95% |
| | CBNYDFA インターナショナルキャップバリューポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 0.92% |
| | 福田 健 | 0.90% |
| ⑧ 買付者と対象者の関係等 | 資本関係 | 当社は、平成 21 年 5 月 19 日現在、対象者の発行済株式総数の 40.87%を保有しております。 |
| | 人的関係 | 当社は、対象者に対して、取締役 1 名、監査役 2 名を派遣しております。 |
| | 取引関係 | 当社は対象者へ原材料の販売をしております。また、当社は対象者から、対象者製品を購入しております。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。 |

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 5 月 20 日 (水曜日) から平成 21 年 7 月 13 日 (月曜日) まで (39 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき 150 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) の各手法を用いて対象者

の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 21 年 5 月 18 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。市場株価平均法は、対象者の一定期間の平均株価に基づき、株式価値を分析する手法であり、証券市場における客観的評価指標と考えられます。DCF法は、今後対象者が獲得するであろうキャッシュ・フローから株式価値を分析する手法であり、対象者の成長性等を考慮した継続企業としての価値をあらわす手法です。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 95 円から 104 円

DCF法 94 円から 174 円

まず市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第二部における対象者株式の平均株価（普通取引終値）に基づき株式価値の算定がなされております。なお、業績予想修正発表とは、平成 21 年 4 月 27 日に対象者から発表された「業績予想の修正に関するお知らせ」を、決算発表とは平成 21 年 5 月 1 日に対象者から発表された「平成 21 年 3 月期決算短信」を、それぞれ指しております。

| 株価採用期間 | | 1株当たり株式価値 |
|-----------------------|----------------------|-----------|
| 算定基準日終値 | 平成21年5月15日 | 104円 |
| 直近1週間平均 | 平成21年5月11日 ～5月15日 | 102円 |
| 決算発表以降 7営業日平均 | 平成21年5月7日 ～5月15日 | 100円 |
| 業績予想修正発表以降 10営業日平均 | 平成21年4月28日 ～5月15日 | 99円 |
| 直近1ヶ月間平均 | 平成21年4月16日 ～5月15日 | 100円 |
| 直近3ヶ月間平均 | 平成21年2月16日 ～5月15日 | 95円 |
| 算定結果 | | 95円～104円 |

次にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 94 円から 174 円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、DCF法による算定結果の最低値である 94 円からDCF法による算定結果の最高値である 174 円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者に対する法務、財務、及び税務等に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり150円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格 150 円は、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成 21 年 5 月 18 日の終値である 101 円に対して 48.51%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成 21 年 4 月 20 日から平成 21 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値 100 円（小数点以下四捨五入）に対して 50.00%、過去3ヶ月間（平成 21 年 2 月 19 日から平成 21 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値 95 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.89%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成 20 年 11 月 19 日から平成 21 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値 101 円（小数点以下四捨五入）に対して 48.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、対象者普通株式の9,809,200株（所有株式数割合40.87%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））の持分を保有しておりますが、両社の協業効果の実現を目指して、昨年10月より対象者と協議を重ねてまいりました。かかる協議の結果、対象者を完全子会社とすることで、両社は、統一された経営基盤の下で、より一層緊密な連携をとることが可能となるため、当社グループ内における両社の相乗効果をさらに高いレベルで追求することができるようになるとともに、対象者の経営のスピードと効率性を向上させていくことが可能になると判断いたしました。

当社は法務、財務及び税務等に係るデュー・ディリジェンスを実施するとともに、当社の法務・財務・税務アドバイザーから各々の助言を適宜得て、対象者を完全子会社化することについて検討を重ねてまいりました。かかる検討を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成21年5月18日に取得しております。

(ii) 意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 95円から104円

DCF法 94円から174円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、DCF法による算定結果の最低値である94円からDCF法による算定結果の最高値である174円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付けにおける買付価格を、平成21年5月19日開催の当社取締役会において、1株当たり150円と決定いたしました。

(iv) 買付価格の公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より株式価値算定書を取得し、参考としております（なお、当社は、野村證券からは妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。また、長谷川俊明法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてまいりました。当社は、かかる野村證券による株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者に対して行った法務、財務及び税務等に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり150円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格150円は、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成21年5月18日の終値である101円に対して48.51%（小数点以下第三位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年4月20日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値100円（小数点以下四捨五入）に対して50.00%、過去3ヶ月間（平成21年2月19日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値95円（小数点以下四捨五入）に対して57.89%（小数点以下第三位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成20年11月19日から平成21年5月18日まで）の終値の単純平均値101円（小数点以下四捨五入）に対して48.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

さらに、当社は、公開買付け期間を39営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対

する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者株式について他の買付者による買付等の機会を確保することによっても、本公開買付けの公正性を担保しております。

一方、対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである葦澤事務所を指名し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。また、対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、対象者の顧問弁護士である弘中総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性及び株式市場に対する公正性を担保するために必要な本公開買付けに関する情報管理の重要性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが対象者の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

対象者は、葦澤事務所より株価算定報告書を取得し（なお、対象者は、葦澤事務所からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）、当社との間で協議を行い、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主各位に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、下記「(v) 利益相反を回避するための措置」記載の通り審議及び決議に参加しなかった取締役 1 名を除く全 3 名の取締役会の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

(v) 利益相反を回避するための措置

当社と対象者の利益相反を回避するため、対象者は、上記の通り、当社とは別に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、これを参考に、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断をしております。

また、対象者の取締役会は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社の代表取締役副社長を兼任している社外取締役の岩淵勲氏は、本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加せず、同氏を除いた取締役会の全会一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

当社の監査役、従業員をそれぞれ兼任しており、当社において本公開買付けに関与しうる立場にあることを理由に、対象者の取締役会における本公開買付けに係る審議に参加しなかった対象者の社外監査役佐藤修氏、新堀勝康氏を除いた監査役は、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛成の意見を述べております。なお、利益相反を回避する観点から社外取締役の岩淵勲氏、社外監査役佐藤修氏及び新堀勝康氏は対象者の立場において当社との協議又は交渉に参加していません。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|----------|
| 14,168,800株 | 一株 | 一株 |

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載されているとおり、対象者が平成21年2月13日に提出した第117期第3四半期報告書に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式数（24,000,000株）から平成20年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数（22,000株）及び本日現在において公開買付者が保有する株式数（9,809,200株）を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|----------|-------------------------------|
| 買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数 | 9,809 個 | (買付け等前における株券等所有割合 40.91%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 53 個 | (買付け等前における株券等所有割合 0.22%) |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 14,168 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 23,917 個 | |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(14,168,800株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月13日に提出した第117期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式61,000株に係る議決権の数である61個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を23,978個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,125 百万円

(注) 「買付代金」には、上記「(5) 買付予定の株券等の数」記載の買付予定数(14,168,800株)に1株当たりの買付価格(150円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成21年7月21日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に

規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 5 月 20 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績等への影響の見通し

本公開買付けが、当社の業績に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「1. 買付け等の目的」の「(7)利益相反を回避するための措置」に記載の通り審議及び決議に参加しなかった取締役 1 名を除く全 3 名の取締役会の全会一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」、「(6) 公正性を担保するための措置」及び「(7) 利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 21 年 5 月 1 日に東京証券取引所において平成 21 年 3 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の個別損益状況等は以下の通りです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況（個別）

| 決算年月 | 平成21年3月期 (第117期) |
|----------------|---------------------|
| 売上高（千円） | 19,791,869 |
| 売上原価（千円） | 17,607,967 |
| 販売費及び一般管理費（千円） | 2,240,114 |
| 営業外収益（千円） | 94,667 |
| 営業外費用（千円） | 40,464 |
| 当期純損失（千円） | 1,987,244 |

② 1株当たりの状況

| 決算年月 | 平成21年3月期 (第117期) |
|---------------|---------------------|
| 1株当たり当期純損益（円） | △82.88 |
| 1株当たり配当額（円） | 0.00 |
| 1株当たり純資産額（円） | 158.56 |

以上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、日本製箔株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

このプレスリリースには、日本製箔株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はこれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。